

会 議 結 果 報 告 書

令和6年6月6日

会議の名称	令和6年度 第1回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和6年6月6日（木） 10時00分～11時30分
開催場所	志木市役所 大会議室2-1
出席委員 及 び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、上田将史委員、竹前榮二委員、 渡辺修一郎委員 (計5人) さいたま家庭裁判所 岩下主任書記官 (計1人)
欠席委員	神野直弘委員 (計1人)
説明員	高山佳明副課長、高橋美環主任 (計2人)
議 題	(1) 第2期成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について (資料1) (2) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定について (資料2～5) (3) その他
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	的場裕行福祉部参事兼共生社会推進課長 高山佳明副課長、所孝樹主査、高橋美環主任
署 名	(署名人)飯村.....史恵.....副会長 (署名人)竹前.....榮司.....委員

1 開会

2 諮問

事務局) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定について諮問する。
なお、答申については令和7年1月31日までをお願いする。また、計画については株式会社サーベイリサーチセンターに支援いただく。

3 あいさつ

会長) 成年後見制度利用促進基本計画が2期目に入り、法律の見直しを行っているところである。厚労省の利用促進協議会とは別に、成年後見制度在り方研究会で意見がまとまり、5月から1か月に2回、学者、弁護士、司法書士、社会福祉士等も入り具体的に民法改正に向けた法制審議会が始まった。

目玉は、3類型を見直し(一元的弁護士制度)と任意後見人、任期更新制が導入についてである。

志木市は、全国に先駆けて直営の中核機関を設置しているが、法律的に手当てされていないため、基本計画の法改正をし、中核機関を位置づけようという動きもある。任意後見人については、契約後本人の判断能力がなくなっても申立がなく、契約したままの状態をどうするかという議論もしている。今の監督機関は、法定後見と同体制でかなり重装備というイメージがある。年金受給者や低所得者についても、もっと簡略化できないかと考えており、家庭裁判所だけでなく、公的な機関が監督してほしいと思っている。

後見ネットワークセンター企画運営会議、理解促進調整会議にも出席しており、そこでもいろいろな議論をしているが、志木市は全国に先駆けて直営中核機関を置いたということで、それに沿って順調に具体的な地道な取組をしている。市民後見人は、積極的な活動をされていていつも頭が下がる思いである。

国の法制審の動きから話しをしたが、そういったことを反映して、市の第3期基本計画について諮問を受けたので皆様の熱心な審議をお願いしたい。

4 議事

(1) 第2期成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について(資料1)

説明員) 資料に基づき説明。計画の進捗管理の方法について、地域福祉計画の地域福祉推進委員会でのご意見、庁内の福祉施策推進会議での指摘を受けて「質の評価(市民への影響など)」の項目を加えた。次年度以降も継続するかを併せてご意見いただきたい。

委員) 取組み番号6番、令和6年度目標「審議会6回」とあるが、資料5では、4回の予定になっている。また、36番、R6目標の450件は延べ件数か。

説明員) 取組み番号6番について訂正する。相談支援については、令和6年度も延べ450件としている。

会長) 市民後見人の活躍がクローズアップされている。市民後見人が出前講座の実施は私の想定を超えて良かった。

委員) 町内会の会員数が減ったりしている中、町内会連合会会長という立場で町

内会を個別にあたり、カッピー体操の30分～1時間の時間を使い、出前講座を開いている。後見人の普及の問題もあるが、町内会としての活動への理解もある。関係課を交えた場合には関係の構築に3～4年かかったため、個人的に活動し、後見ネットワークセンターへの相談が何人かあった。10人前後ぐらいで講座を開いている。人数が少ないことで深い質問があり、後見ネットワークセンターへの相談を勧めている。現在は本町や柏町が重点的なため、今年度は宗岡地区も考え、月1回程度の実施を想定している。

会長) すばらしい取り組みであり、市の自慢である。

委員) 令和6年度の目標「市民後見人 述べ14人」とあるがもっと増やしたい。

副会長) 質の評価を入れたのはとてもよかった。数値で見えない部分をどう評価していくかが非常に大切。例えば、26番「参加して制度を知る」等を質のところにに入れるのはすごく良いが、上段の「実績がなかった」というのは周知が不足していたために市に依頼がなかったのであれば、改善の余地がかなりあるという話になる。質の評価のところでは必要性についてもう少し掘り下げること、今後の事業に生きるのではないかな。36番の相談450件という数値の合理性を説明するのはなかなか難しい。450件が410数件で達成できなかったことが問題なのか、他部署で相談があったので中核機関や共生社会推進課で受けたものが少なかったということであればそれほど問題にはならない。そういう数値だけでわからない部分を質の評価に記載する。

会長) 資料2の利用促進基本計画で、任意後見については志木市でも講座を開いたりして力を入れていただいているが、この中で任意後見についての項目はどこにあるか。

事務局) アンケートには入れているが、詳細のところではまだ入っていない。

会長) 基本計画について出しているから入れておかないといけない。任意後見は市でも利用を呼び掛けていて講座も開いている。市民後見人の受任件数は何件か。

事務局) 昨年度末に被後見者が2名亡くなられて、継続は3名である。

会長) かなり少なくなってしまうている。それに対する取組はどこかに書いてあるのか。件数を増やすのかまたは社協の日常生活自立支援事業のほうに移行する働きかけをするとか、そういうことを書いてほしい。専門職が選任され、市民後見人が対応できる案件であれば、移行を考える必要がある。市の市民後見人は優秀な方がせっかく研修を受講し、登録しても出番がない。これをどうすればいいかは大きな問題である。

委員) 認知症の方がいる世帯を近所の人がつかんでいる情報があるが介入が難しい。あまり深入りもできないが、放っておくわけにもいかない。

会長) 相談が来ればいいがこちらから積極的に勧めるのは、かなり配慮が必要で難しい。

副会長) 市民だけで抱え込まず、高齢者あんしん相談センターの窓口や民生委員に相談することから始める感じではないか。

さいたま家庭裁判所) 県の協議会でも裁判官から市民後見人の選任についての裁判所の考え方、今後の取組の話など講演させていただいた。今まで選任が進ま

ない原因については、裁判所もあまり積極的に解決に向け動いてこなかった反省もあり、このような会議でも阻害している要因を伺い、改善に向けての取り組みを考えている。選任はそもそも全く養成が進んでいない地域もある中で、志木市は取り組みも早い。最初の段階から候補者としてだけでなく、専門職からのリレー、市民後見人の活用方法があるため、専門職団体と行政、中核機関とのパイプも太くしていただき、多角的に市民後見人が選任されればと考えている。相談支援をされているが、実際の相談内容はどのようなものが多いか。事務局）昨年度は制度全般、次いでご家族の申立の相談が多かった。さいたま家庭裁判所）申立の相談は裁判所の仕事でもある。また、裁判所にどうしたらよいのかわからないと直接来られてしまう人もいるため、連携していけると良い。会長）では、他に質問、意見がなければ、「質の評価」についてはあったほうが良いので、工夫をした上で採用したい。

（２）第３期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定について（資料２～５）

説明員）資料２～５の説明

会長）質問、意見はあるか。

委員）計画骨子案の基本目標第２期の３、「メリット『を』実感できる」、第３期の２「成年後見制『度』」脱字の修正を依頼。市民アンケート問４０、今後の福祉施策についての設問はニーズ把握の目的だと思うが、外国人住民が増えているので、「外国人住民の支援」についての項目があっても良いのではないか。

副会長）専門職調査には任意後見人について入っているため、市民向けアンケート問３３にも入れてはどうか。任意後見人と法定後見人の違いを※印をつけて内容を記載し、アンケートを通じて周知していくことも大事。また、孤独感についての設問の選択肢を感じるかどうかに変更してはどうか。さらに、国の計画２の（２）について、成年後見以外の権利擁護の部分を市としてはどう考えているのか。認知症の方へは様々な社会的支援は必要で、福祉行政等がサポートする部分も大きい。第３期計画に盛り込む予定はあるか。

会長）任意後見人については修正する。利用促進計画をすべて成年後見で賄うとは考えておらず、最後の砦としてやっている。第３期の基本目標２にある「後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供」が当てはまるのではないか。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で、志木ではきちんと連携が取れている。他にも地域包括の活用等をがわかりやすいように言葉として出していただけると良い。

事務局）お見込みのとおり、サービスの一体的提供というところでも権利擁護をしていくことは考えていきたい。

会長）法定後見だけでは動かないし、いろいろなサービスの組み合わせが必要だ。

委員）資料３について、「アンケートご協力をお願い」のところ、「この調査の集計結果は」以降の文章が長い。「基礎資料とします」で一旦区切るなど、短いほうが良い。この文に関しては易しくわかりやすいので良い。

具体的な設問では問８の「１８歳未満のお子さん」は関係性の定義をはっきり

したほうが良い。

問 18「共生社会」について、目的がわかっている方には問題ないが、何を指すかははっきりわからない方もいるので、注をつけても良い。

問 29、「1. ある」を選択した後の設問番号として「29-2」となっているのは「29-1-1」、「29-2-1」となっているのは「29-2」ではないか。

問 32 の選択肢「就労準備支援」「職業訓練支援」の違いが一般の方からわかりにくいのではないか。この用語ではなくて実態を示す言葉に替えるか、注をつけるか何かしたほうが良いのではないか。

資料 4、2 ページの 4 について文中に「で」が重ねて使われているので、言い回しを変えたほうが良い。3 ページの 6 について、「必要と思われるような」と書いてあるが、「よう」は不要。また、連携が必要という前提なら構わないが「必要と思われますか」と聞いていて「特にない」の選択肢がないのは入れていただいたほうが良い。

4 ページ、2 つ目の設問で「どんな対応『を』しますか」、「を」が抜けている。また、一番下、「今後連携する必要がある連携先はありますか」と聞いているので選択肢に「特にない」があったほうが良いのではないか。

委員) 資料 3、調査対象について 18 歳以上の市民 1,200 人、無作為で云々とあるが、今までのアンケートで若い人の回収率は結構あるのか。自分は志木市の問題には定年退職になってからやっと関心を持った。40 代ぐらいまでの人はほとんど関心を持っていないのではないか。対象の年齢層を 18 歳からではなくもう少し上の年齢を対象にアンケートをしたほうが回収率は良いのではないか。高齢関係の内容が多いということもある。

事務局) 前回の年代別では、全体回答の 500 件のうち、18～39 歳が 100 件、40～64 歳が 221 件、65～74 歳が 98 件、75 歳以上が 78 件となっており、中間層が多い。年齢では 65～74 歳は 10 歳幅なのに対し 18～39 歳は 20 歳幅ということの割合で見ると、委員のご指摘の通りの傾向はあるかと思う。

委員) 戸建ての人は掌握しやすいが、アパートで一人住まいの人や孤独死した人は、民生委員でも隣近所であっても掌握できない。難しいことかもしれないが、一人住まいの高齢者をできるだけアンケート対象にできたらと思う。ただ、18 歳以上で満遍なくというやり方でなくてもいいのではないか。

副会長) 委員のおっしゃることもわかるが、一方で若年層が自分に関係ないと思っている。判断能力が不十分になって、若年層の交通事故など、今後すごく厳しい状態になる人がいる。今、本当に地方転勤ビジネスやワンルームマンションなど、住民票では掌握できない人がすごく増えてきている。アンケート回収率を上げてくこととともに、届きにくい人、回収が難しい、声が聞きにくい人たちをどう掌握するか等、もう一歩考えなければならぬところもある。今回は発送時期が迫っているのでその範囲で事務局に考えていただくが、今のご意見はすごく大事な点なので、全庁的にもご検討いただきたい。

委員) アパート等で町内会にも入っていないと実態としてつかめない。役所でも掌握は難しい。

事務局) 市役所で全て把握するということがそもそもいうところはある。民生委員等、地域福祉ではお互いの助け合いを進めようということで、市民後見人のつどいなど、地域活動を少しずついろいろな手段で増やしていくことで助け

合いが起こることを期待している。すべて市がというやり方が、時代的に職員も減っている中で、限界が来ている。限界を認めつつどうするかというところを地域づくりで考えていく必要がある。本日の諮問も当初市民後見人のつどいについて話をさせていただこうと思っていたが、当課としては、そのような活動からつながってくる人が増えればいいと考えている。回収率に関しては、QRコードを貼付してスマートフォン等でも答えられるようにし、ユニバーサルデザインフォントで見やすくして、若い方でも答えやすいよう工夫をしている。

会長) 資料4、3ページ「他団体との連携について」の選択肢7「行政」というとかなり広いので、地域包括とかがどこかにあるほうが良いのでは。ひきこもりの設問には地域包括の高齢者あんしん相談センターが出てくる。地域包括と高齢者あんしん相談センターどちらで書いたほうが良いのか。他団体との連携で一番多いのは社協で、3ページ3の6、7で「行政」の選択肢は「高齢者あんしん相談センター」と書いたほうが良い気がする。また、選択肢の警察・消防というのは当たり前の話で、敢えて連携といえるかはわからないが、それはお任せする。

先ほど18歳という話があったが、成年後見は未成年を含まない。今、民法改正で共同親権の話が新たに出てくると、親権者のいない子もいるので未成年後見の話も出てくる。ここで書く必要はないが参考までに。他になれば、気づいたことは後からでもよろしいか。

事務局) スケジュールの関係で6月12日(水)までにアンケートなどのご意見をいただきたい。

さいたま家庭裁判所) 普段は裁判所で個別の事件の報告書や申立書といった書面だけの付き合いになってしまう。こちらに呼んでいただいて、現場で何が行われているか、どんな取組をされているのか聞くことができて良かった。裁判所のほうでも皆さんの実施していることを聞くことによって、今後の運用の改善などにつなげていけると良い。今後も顔の見える関係性を大事にしていきたい。

(3) その他

事務局) 来週の地域福祉推進委員会でもご意見を伺いつつ調査票を修正する。

5 閉会

以上